

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第15回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

第1 日時

平成21年9月18日（金）午前9時30分から午前10時30分まで

第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

第3 出席者

（委員長）野田武明（裁）

（委員）麻生光洋（検），神谷 達（学），松浦好治（学），村上文男
（弁）

（庶務）牧野名古屋高裁総務課長，泉谷名古屋高裁総務課課長補佐

（説明者）白井名古屋高裁事務局長

第4 議題

- 1 平成22年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報収集について
- 2 その他

第5 議事（進行）

1 委員長代理指名等

(1) 新委員の紹介

6月1日付けで神谷委員，松浦委員及び村上委員が新たに地域委員に任命された旨の紹介がなされ，同委員からあいさつがなされた。

(2) 地域委員長代理指名

委員長より，松浦委員が地域委員長代理に指名された。

(3) 説明者の出席

裁判官の任命手続及び名古屋高裁管内の実情等について説明を受ける必要が生じる可能性のあることから、白井名古屋高裁事務局長が説明者として出席することが了承され、入室した。

(4) 指名諮問委員会における審議結果等の説明

ア 平成20年12月及び平成21年7月の下級裁判所指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）における判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者及び弁護士任官候補者関係の審議結果及び最高裁判所に対する答申結果並びに平成21年9月8日の指名諮問委員会の協議の概要について、庶務から説明がなされた。

イ 指名諮問委員会からの当地域委員会に対する今回の依頼内容等につき、庶務から説明がなされた。

2 平成22年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報収集について

(1) 情報収集の在り方について

ア 重点審議者について

重点審議者の所属する裁判所（前任庁を含む。）に対応する検察庁及び弁護士会に対し、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、地域委員会において直接情報を受け付ける旨の周知を依頼する方法（従来の方法）で行うこととされた。

イ 重点審議者以外の者について

重点審議者同様、候補者の所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会に対し、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、地域委員会において直接情報を受け付ける旨の周知を依頼する方法（従来の方法）で行うこととされた。

ウ その他

一委員から、弁護士からの情報収集を拡充させるためには、弁護士が弁

護士会に情報提供し，それを弁護士会が取りまとめて地域委員会に提出する方法を排斥するまでのことはないのではないかの旨の意見があったが，候補者のプライバシー等を考慮し，従来どおり，地域委員会に直接情報を提供する方法に限ることが確認された。

(2) 周知依頼文書について

ア 文案について

別紙のとおりのでん面とすることです承された。

イ 送付時期及び情報受付期間について

情報受付期間を平成21年11月2日(月)まで(ただし，期間後も特段の情報がある場合は受け付けます。)とした上で，速やかに発送することとされた。

3 その他

次回地域委員会について，11月10日(火)午前9時30分(既指定)に開催することを確認した。

なお，情報収集の過程で問題等が生じた場合は，委員長及び委員長代理において協議の上，必要に応じて各委員に諮ることとされた。

以上